

⑪ 第 7 次三重県医療計画 評価表【在宅医療対策】

数値目標の状況

項目	策定時	目標	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後	6 年後
訪問診療を実施する 病院・診療所数	438 施設 【H27】	550 施設	418 施設 【H28】	390 施設 【H29】	406 施設 【H30】	406 施設 【R 元】		
訪問診療件数	7,519 件／月 【H27】	9,427 件／月	8,017 件／月 【H28】	8,658 件／月 【H29】	9,088 件／月 【H30】	9,546 件／月 【R 元】		
24 時間体制の訪問 看護ステーション 従事者数のうち、 看護師・准看護師数	344 人 【H27】	538 人	445 人 【H28】	497 人 【H29】	627 人 【H30】	—		
訪問看護提供件数	86,085 件／年 【H27】	117,591 件／年	84,146 件／年 【H28】	89,433 件／年 【H29】	106,125 件／年 【H30】	112,416 件／年 【R 元】		
在宅療養支援歯科診 療所またはかかりつ け歯科医機能強化型 診療所の届出をして いる歯科診療所数	165 施設 【H29】	219 施設	208 施設 【H30.12】	211 施設 【R2.1.1】	196 施設 【R2.9】	199 施設 【R3.9】		
居宅療養管理指導を 算定している薬局数	272 施設 【H28】	729 施設	354 施設 【H29】	325 施設 【H30】	351 施設 【R 元】	388 施設 【R2】		
退院時共同指導件数	387 件／年 【H27】	1,127 件／年	538 件／年 【H28】	490 件／年 【H29】	862 件／年 【H30】	897 件／年 【R 元】		
在宅看取りを実施 している病院・診療 所数	167 施設 【H27】	210 施設	164 施設 【H28】	158 施設 【H29】	159 施設 【H30】	155 施設 【R 元】		

現状と課題

取組方向 1：地域における在宅医療の提供体制の質と量の確保

〈在宅医療〉

- ・各市町において、切れ目のない体制を構築するための入退院の手引きや医療と介護の連携ハンドブック等の作成や検討、地域住民向けの ACP（人生会議）等の在宅医療に関する普及啓発、救急搬送時の情報連絡票等による在宅医療と救急との連携などの取組が進められています。
- ・全市町に対し、在宅医療・介護連携事業にかかるアンケートやヒアリングを行い、全県的な取組状況や課題を把握し、情報共有しました。また、在宅医療・介護連携市町担当者及びコーディネーター意見交換会や支援者向けの ACP 研修会等に取り組みました。
- ・市町によっては、将来的な在宅医療・介護連携推進事業のあるべき姿をイメージできていないことから、地域の実情に応じた柔軟な取組や、事業の更なる充実を図る取組を支援する必要があります。

〈医師確保・育成〉

- ・総合診療医を育成するため、三重大学医学部附属病院における総合診療に関する医学生への教育や専攻医・指導医の資質向上に係る研修等の取組を支援しました。今後も、さまざまな疾患を幅広く見ることのできる医師の確保・育成を進める必要があります。

〈小児在宅医療〉

- ・医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、地域ネットワークへの側面的支援を行い、支援体制の強化と連携の推進を図りました。また、医療的ケア児・者コーディネーター養成研修、障害福祉サービス等事業所職員向け医療的ケア・スキルアップ研修、地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能構築研修を開催し、医療的ケアが必要な障がい児・者の地域での受け皿の拡充に努めました。
- ・令和3年9月1日よりスーパーバイズチームによる相談の受付を開始しました。
- ・補助事業により、三重病院および桑名市総合医療センターが実施する日中一時支援事業や、三重大学医学部附属病院小児・AYA がんトータルケアセンターが実施する人材育成、地域における支援体制の強化等を支援しました。
- ・医療的ケアが必要な障がい児・者を十分に理解して相談支援を実施できる相談支援専門員（医療的ケア児・者コーディネーター）や、医療的ケアに対応できる人材（医師、看護師、介護職員等）について、今後も引き続き人材育成に取り組むとともに、医療的ケアが必要な障がい児・者が地域で安心して生活していくために必要なレスパイト・短期入所等の社会資源の拡充を図る必要があります。

〈訪問看護〉

- ・訪問看護支援センターを設置し、訪問看護ステーションに係る相談対応や協働体制の構築等に取り組むとともに、小規模ステーションの運営の安定・効率化を図るため、アドバイザーの派遣を行いました。
- ・住民、介護サービス提供者への普及啓発を行い、運営の安定化と看護人材の確保、養成を図りました。
- ・訪問看護の経験の浅い看護師及び訪問看護業務に従事予定のある看護師に対し、訪問看護の基礎知識・技術の習得等を目的とした研修を実施し、訪問看護師の育成を図りました。さらに、令和3年度から新任訪問看護師の雇用を促進するため、新任訪問看護師育成のための人件費補助や、訪問看護管理者のマネジメント能力及び人材育成能力の向上を図るための研修を実施しました。また、訪問看護ステーションの看護師が高度な医療処置等に必要となる看護ケアの知識・技術を身につけるための研修や、医療機関の看護師が退院支援・地域連携に関する知識を身につけるための研修を実施し、看護師の資質の向上を図りました。
- ・住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、今後も引き続き、訪問看護ステーションの運営の安定化や効率化に資する取組の推進を図るとともに、訪問看護師の確保・資質向上や在宅医療推進のための連携強化に資する取組を推進していく必要があります。

〈訪問歯科診療〉

- ・地域の歯科保健医療を推進する拠点として、郡市歯科医師会11か所に地域口腔ケアステーションを整備しています。地域口腔ケアステーションでは、地域における調整役として配置しているサポートマネージャーを中心に、医療、介護関係者との連携を図り、在宅における効果的な歯科保健医療サービスを提供する体制整備を進めているところです。

〈訪問薬剤管理指導〉

- ・在宅医療に携わっている薬剤師に対する実践的研修会の実施により、現場で必要とされる幅広いニーズに対応できる薬剤師を養成するとともに、在宅医療アドバンス研修により、専門スキルを習得した薬剤師を養成しています。また、在宅医療での多職種連携では、服薬情報の一元管理や副作用等のフォローアップ等において薬剤師の役割が期待されていることから、今後も引き続き、薬剤師・薬局の在宅医療への参画を促すとともに、必要な研修の実施や環境整備に取り組む必要があります。

取組方向 2：多職種連携による、24 時間安心のサービス提供体制の構築

〈在宅医療〉

- ・各市町において、切れ目のない体制を構築するための入退院の手引きや医療と介護の連携ハンドブック等の作成や検討、救急搬送時の情報連絡票等による在宅医療と救急との連携などの取組が進められています。
- ・高齢者の救急搬送に係る課題への市町取組状況調査を実施するとともに、在宅医療・介護連携市町担当者及びコーディネーター意見交換会において、救急との連携の課題や取組について情報共有しました。
- ・訪問診療を実施する医療機関が増加していないことから、医療機関の負担軽減のため、入院医療機関と在宅医療に係る機関との入退院支援に関する各市町の取組の情報共有や連携を進めていく必要があります。
- ・人生の最終段階において本人の意思が尊重されるよう、高齢者施設等と救急隊が本人の医療等に関する情報を円滑に共有できる仕組みを構築する必要があります。

取組方向 3：県民等への在宅医療・在宅看取りの普及啓発

〈在宅医療・在宅看取り〉

- ・支援者を対象としたACP（人生会議）の取組の進め方についての研修会や、県民等を対象とした在宅医療、在宅看取り等に関する講演会を開催しました。また、介護施設等に勤務する看護職員を対象に、看取りケアについての研修会を実施しました。
- ・本人の意思決定を尊重した医療・ケアを進めるため、県民等に対してACP（人生会議）についてさらに周知し、一人ひとりが人生の最終段階を考える機会を設けることが必要です。
- ・在宅看取りを実施している医療機関が減少しており、また、看取りに関する市町、専門職の関心や必要性が高まっていることから、市町、専門職等のACP（人生会議）への対応力や知識を向上させるとともに、住民への普及啓発を促進していく必要があります。

令和 4 年度の取組方向

取組方向 1：地域における在宅医療の提供体制の質と量の確保

〈在宅医療〉

- ・市町が在宅医療・介護連携推進事業のあるべき姿を意識しながら、主体的に課題解決を図り、PDCAサイクルに沿った取組を進めることができるよう、市町ヒアリング等で把握した現状や課題等をふまえ、引き続き伴走型の支援をしていきます。
- ・市町ヒアリングで把握した現状や課題等をふまえ、地域における在宅医療・介護連携体制の構築に向け、在宅医療・介護連携アドバイザーの派遣や専門職を対象とした研修会の開催等に、県医師会・郡市医師会と連携して取り組みます。

〈医師確保・育成〉

- ・地域の医療と介護をつなぐ役割を果たすことができる医師を確保するため、総合的な診療能力を持った総合診療医等を確保・育成するための教育や研修の取組を支援します。

〈小児在宅医療（医療政策課）〉

- ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月18日に施行されたことをふまえ、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター（仮称）」（以下、「センター」という。）を設置します。
- ・センターでは、医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、家族等への相談・情報提供・助言を行うとともに、地域ネットワークへの側面的支援を行います。また、医療的ケア児・者コーディネーター養成研修、障害福祉サービス事業所等職員向け医療的ケア・スタートアップ（スキルアップ）研修等を実施し人材育成を行います。さらにスーパーバイズ（支援者支援及び地域づくり支援）を実施し、医療的ケアが必要な障がい児・者の地域での受け皿の一層の拡充に努めます。
- ・三重病院および桑名市総合医療センターが実施する日中一時支援事業や、三重大学医学部附属病院小児・AYAがんトータルケアセンターによる医療関連団体と連携した医療関係者の人材育成、レスパイト施設拡充に向けた取組等を支援し、引き続き小児在宅医療の推進を図ります。

〈訪問看護〉

- ・引き続き、訪問看護支援センターを設置し、訪問看護ステーションに係る相談対応、福祉職・住民への普及啓発等に取り組むとともに、小規模ステーションの運営の安定化・効率化を図るため、アドバイザーの派遣を行います。
- ・訪問看護の経験の浅い訪問看護ステーションの看護師等が、訪問看護ケアの知識・技術を習得するための研修や訪問看護管理者の資質向上を図るための研修等を実施し、訪問看護師の育成に取り組めます。また、訪問看護ステーションの看護師が高度な医療処置における看護ケアを習得するための研修や訪問看護ステーションと医療機関の看護師相互の現状・課題等を理解し、知識や技術を共有・向上するための研修等を実施し、より質の高い看護を提供できるよう支援します。

〈訪問歯科診療〉

- ・在宅歯科医療を必要とする患者に安定した歯科保健医療サービスが提供できるよう、医療機関や地域包括支援センター等と地域口腔ケアステーションの連携を図ります。また、地域口腔ケアステーションにサポートマネージャーを配置し、医療、介護関係者との連携による効果的な歯科保健医療サービスの提供を推進します。

〈訪問薬剤管理指導〉

- ・薬剤師・薬局の在宅医療への参画を促すとともに、適切な薬剤管理指導が実施されるよう、地域における多職種との連携体制の構築や在宅医療で求められる高度スキルを身につけるため、鈴鹿医療科学大学に設置しているシミュレーター機器や医療材料・医療機器等を利用し、実践的かつ専門性の高い技術の習得のための研修の実施並びに環境整備に取り組みます。

取組方向2：多職種連携による、24時間安心のサービス提供体制の構築

〈在宅医療〉

- ・訪問診療を実施する医療機関の負担軽減のため、市町ヒアリング等で現状を把握しつつ、入退院支援の連携を図る取組事例の情報提供等により、地域の実情に応じた取組が推進されるよう支援します。
- ・高齢者施設等と救急隊が本人の医療等に関する情報を円滑に共有できる仕組みの構築や、地域包括ケアの関係者と救急に携わる関係者による双方の実情等に関する情報共有等を進めます。

取組方向3：県民等への在宅医療・在宅看取りの普及啓発

〈在宅医療・在宅看取り〉

- ・本人の意思決定を尊重した人生の最終段階における医療・ケアを進めることができるよう、県民の意識向上および市町、専門職の資質向上を図るための研修会等に取り組みます。